

1. 事故発生の日時 令和元年5月29日(水) 8時30分頃

2. 事故発生の場所 由良町

3. 事故発生場所の工事名、工期

工事名：港湾施設整備工事

工期：平成31年3月12日～令和元年10月2日

4. 請負業者名 県内建設業者

5. 事故発生状況

事故発生当日、消波ブロックの生コンクリート打設を行っていた。

被災者は打設準備として、労働安全衛生法に定める特別教育を受けていないにもかかわらず、不整地運搬車で道具等の運搬作業を行っていた。車両を後退させた際、後方に養生中の消波ブロックがあったため車両を止めようとしたが、レバー操作を誤り、養生中の消波ブロックと車両に挟まれ、腰と肩を負傷した。

○男性1名負傷 腰椎横突起の骨折等

6. 事故原因

- ・被災者は、労働安全衛生法に定める特別教育を受けていないにもかかわらず不整地運搬車を運転した。
- ・新規入場者教育の際に、有資格作業は有資格者が就労するよう教育をしていたが守られていなかった。また、KY活動時に危険予知ができていなかった。
- ・不整地運搬車の運転に際し、労働安全衛生規則に定める作業計画が作成されておらず、作業指揮者も配置されていなかった。
- ・不整地運搬車の鍵は現場事務所に放置されており、工事関係者であれば誰でも使える状況にあった。

7. 改善対策

- ・不整地運搬車等の車両系荷役運搬機械の運転は、労働安全衛生法に定める特別教育を受けた者が行うよう周知・徹底する。また、現場内に有資格者一覧表を掲示し、無資格者が運転しないように周知する。
- ・不整地運搬車等の車両系荷役運搬機械の運転を無資格者が行わないよう、安全教育を通じて再度周知・徹底する。また、日々のKY活動において、機械操作で起こり得る危険を作業前に把握する。
- ・不整地運搬車を含む、車両系荷役運搬機械の使用に係る作業計画を作成し、作業に応じた機械・資材の搬入、適正な作業方法、作業員の配置、立ち入り禁止を作業員に周知する。  
また、車両系荷役運搬機械を運転する際には、必ず作業指揮者を配置する。
- ・建設機械等の鍵は現場代理人が保管し、作業前に有資格者へ直接手渡しする。  
また、作業中の鍵の管理は有資格者の責により行い、作業完了後は有資格者から現場代理人へ直接返却する。